

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
出雲医療看護専門学校		平成25年3月12日		橋本 勝信		〒 693-0021 (住所) 島根県出雲市今市町1151-1 (電話) 0853-25-7034		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人大阪滋慶学園		昭和62年3月31日		浮舟 邦彦		〒 532-0003 (住所) 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-8 (電話) 06-6150-1301		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
医療	医療専門課程		看護学科		平成25(2013)年度	-	令和 1(2019)年度	
学科の目的	生命の尊厳と人間愛を基盤に、豊かな人間性を養い、高い倫理観の基に専門職業人を育成する。更に科学的根拠に基づいた知識・技術が看護の対象に的確に実践・支援ができる基礎的な看護実践能力を育成する。							
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)	看護師国家試験受験資格							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		3,016 単位時間	1,924 単位時間	162 単位時間	930 単位時間	単位時間
				単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
240 人	187 人		0 人		0 %	4 %		
就職等の状況	■卒業者数(C) : 82 人							
	■就職希望者数(D) : 80 人							
	■就職者数(E) : 68 人							
	■地元就職者数(F) 49 人							
	■就職率(E/D) 85 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) 72 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) 83 %							
	■進学者数 1 人							
	■その他							
	進学先: 島根県立大学3年次編入(保健師)							
(令和 5 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)								
■主な就職先、業界等								
(令和5年度卒業生)								
島根大学医学部附属病院、島根県立中央病院、出雲徳洲会病院、出雲市民病院、大田市立病院、安来第一病院、公立邑智病院 、神戸市民病院機構、北里大学病院 他								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 特定非営利活動法人職業教育評価機構 受審年月: 44986 評価結果を掲載したホームページURL https://www.icmn.ac.jp/school/info/daisansya/							
当該学科のホームページURL	https://www.icmn.ac.jp/course/nursing/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数				3,016 単位時間			
				うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数 930 単位時間				
				うち企業等と連携した演習の授業時数 0 単位時間				
				うち必修授業時数 3,016 単位時間				
				うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数 930 単位時間				
				うち企業等と連携した必修の演習の授業時数 0 単位時間				
				(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数) 0 単位時間				
(B: 単位数による算定)								
総単位数				単位				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位				
うち企業等と連携した演習の単位数				単位				
うち必修単位数				単位				
				うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数 単位				
				うち企業等と連携した必修の演習の単位数 単位				
				(うち企業等と連携したインターンシップの単位数) 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				11 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				2 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人			
	計				13 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				5 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

専門性の高い授業科目においては近隣の医学部附属病院の講師を中心に最新の知識をもとに受講することができている。臨地実習においては実習指導者会議や実習前から指導者との連携を図り、学生の能力に合わせた受け持ち患者の選択を行い、到達目標を達成できるように工夫している。専門性の高い外部講師からの意見を通して協議した結果は、学科

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

校の教育課程の編成及び教育内容・教育方法等について、実践的かつ専門的な見地で業界と連携を図り、教育の質を担保するために教育課程編成委員会を設置し、高度職業教育に求められる教育について検討を行う。検討結果は学科で審議し、学科長会議で承認を得る。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年9月30日現在

名 前	所 属	任期	種別
田中 真美	公益社団法人島根県看護協会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
多久和 かおり	島根県立こころの医療センター	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	②
石田 修平	一般社団法人 島根県理学療法士会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
福田 淳	サインポスト合同会社 デイサービスサイン	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	②
錦織 伸司	一般社団法人 島根県臨床工学技士会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	①
石飛 有基	医療法人徳洲会 出雲徳洲会病院 臨床工学科	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	②
橋本 勝信	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
神田 真理子	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	
落合 美枝	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
鎌田 麻美	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
加藤 智久	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
堀内 あさみ	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
荒木 将平	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
中山 弘幸	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
今村 健次	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	—
内井 亮	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(3年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年6月8日 14:45～16:00

第2回 令和6年12月7日 13:00～15:30(予定)

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会などの意見を参考に、より実践に近い形で演習が行えるようにシラバス内容の再検討を行っている。また、新カリキュラムに伴い、コミュニケーション力を身につけるための基礎科目の充実とともに「チーム医療論」を1年次から学ぶことで早期から多職種連携に関する学びを深めていけるよう調整を行っている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習・演習においては、事前に学習目的と目標・学習内容について講師・実習施設へ示し、理解を得るようにしている。また、学生のレディネスを説明し、個々の学生状況においても共通理解を図りながら、学生が学習目標に到達できるよう、講師、実習指導者と教員が意見を交換しながら連携を行う

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習においては事前に実習指導者会議を開催し、施設ごとに担当する一定の教員を配置し実習科目の理解と学生理解ができるように努めている。実習における学修成果は実習計画に基づき、その都度実習指導者と担当教員で確認しながら双方向の協議を行い、最終評価も協議の上で決定している。外部講師による演習では、事前の打ち合わせや確認を外部講師と行うとともに意見を演習に反映できるように必要時は教員が加わり演習環境を整えている。演習時の学習成果について意見交換を行い評価に繋げている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
精神看護学実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	精神に障がいのある対象の特徴を理解し、その関わりの意味や方法などを学ぶとともに自己理解を深め、精神看護の基礎的能力を養う。地域包括支援及び他職種による支援のを理解することができることを目的としている。	島根県立こころの医療センターアトリエール 他
小児看護学実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	健康障害をもつ子どもの成長・発達を考慮した看護を行うための知識・技術・態度を学ぶ。保育所実習や病院実習を通して成長・発達過程にある子どもとその家族の理解を深め、成長・発達および健康の状態に応じた看護の役割を学ぶ。	島根大学医学部附属病院 あすなろ会あすなろ第2保育園 みその児童福祉会出雲聖園マリア園 他
母性看護学実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	妊婦、産婦、褥婦および新生児の生理的変化を理解し、対象に応じた健康保持増進のための看護を実践できる基礎的能力を養う。	島根大学医学部附属病院島根県立中央病院公立邑智病院 他
成人看護学実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	疾病からの回復が困難、もしくは人生最期の時にある患者の発達段階をふまえて、身体的・心理的・社会的側面から理解する。患者・家族に対して、苦痛に向き合いながらも、安寧に過ごすことができるように、QOL 維持にむけての看護援助について学ぶ。	出雲徳洲会病院島根大学医学部附属病院 他
在宅療養を支える技術	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身に付け、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。	フクダライフテック中国株式会社

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 「研修教育規定」に基づき、本校に勤務する教職員に対して、研究教育を計画的に実施することにより、現在ある職または将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技術を修得し、教職員の能力、資質等の向上を図る。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	日本看護学校協議会学会	連携企業等: 日本看護学校協議会
期間:	令和5年8月3日・4日	対象: 看護教員
内容	地域包括ケアシステムの構築に必要な看護師養成について 他	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	島根県看護教員継続研修	連携企業等: 島根県
期間:	令和5年8月5日6日	対象: 島根県看護教員
内容	組織力を高める研修	
研修名:	島根県看護教員継続研修	連携企業等: 島根県
期間:	令和5年9月2-3日	対象: 島根県看護教員
内容	教育力を高める研修	
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	シミュレーターをうまく使いたいと思っている人のためのセミナー	連携企業等: 京都科学
期間:	令和6年8月3日	対象: 看護教員
内容	シミュレーター教育の実践について	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	島根県看護教員継続研修	連携企業等: 島根県
期間:	令和6年8月31日	対象: 島根県看護教員
内容	組織力を高める研修	
研修名:	島根県看護教員継続研修	連携企業等: 島根県
期間:	令和6年8月3日	対象: 島根県看護教員
内容	教育力を高める研修	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校が選任した評価委員からなる学校関係者評価委員は、本校の自己評価結果を評価し、その客観性や透明性を高めることを目的とする。そして評価の過程を通じて今後の学校運営の改善などに活かすとともに、特色ある学校づくりができるよう位置づけている。学校関係者評価委員会を開催するにあたり、本校の評価結果を説明することはもとより、できる限り豊富な情報の中で評価いただくよう、関連資料を準備し、学校を知る機会をふやしていくように心がけている。学校として、評

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	I 教育理念・目的・育成人材像
(2) 学校運営	II 学校運営
(3) 教育活動	III 教育活動
(4) 学修成果	IV 学習成果
(5) 学生支援	V 学生支援
(6) 教育環境	VI 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	VII 学生の募集と受入れ
(8) 財務	VIII 財務
(9) 法令等の遵守	IX 法令遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	X 社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

自己点検自己評価より、評価の低い項目に対しては、委員の方がより質問ならびに助言をいただくことにより、学校および教職員の質の向上を図り、学校運営方針などの再構築を行う。また、自己点検自己評価を行うにあたり、教職員の各項目に対する理解を深めることと、その取り組みに対して、各委員にもご理解いただくとともに、より良い学校運営のためにさらなる連携を図り、助言をもらえるようにしていきたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
景山 元	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生代表
橘 厚子	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	保護者代表
永島 弘明	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	高等学校関係
打田 祥一	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	地域関係
田中 真美	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界関係
石田 修平	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界関係
錦織 伸司	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	業界関係
橋本 勝信	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
神田 真理子	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
落合 美枝	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
鎌田 麻美	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
加藤 智久	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
阿守 勇介	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校
今村 健次	出雲医療看護専門学校	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	学校

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.icmn.ac.jp/school/info/>

公表時期: 45199

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

校と連携する企業等地域住民に対して、本校の理解を深めてもらうとともに、関連施設企業との連携、協力をより推進していくために、本校の学校運営全般にわたり広く情報を提供していく。提供にあたり、専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドラインの項目に沿い、わかりやすく丁寧に提供するために項目ごとの内容をよく吟味し、ホームページ

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	2.各学科の教育
(3)教職員	3.教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	4.キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	5.教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	6.学生サポート
(7)学生納付金・修学支援	7.学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	8.財務状況
(9)学校評価	9.学校評価
(10)国際連携の状況	10.国際教育
(11)その他	11.その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.icmn.ac.jp/school/info/>

公表時期: 45199

授業科目等の概要

(医療専門課程 看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			論理学	論理学は正しく考えるための思考の法則だけでなく、それと並んで存在と思考の関係・世界と人間のあり方なども関連して学ぶ。	1・前	30	1	○			○			○	
2	○			看護と人間工学	看護の場面では物理的なものの見方や、人間の体の運動生理学と力学を関連させたメカニズムを理解し、安全・安楽な移動の援助に活用する。	1・前	16	1	○			○				○
3	○			情報科学	情報科学社会にある現代の個人情報の意味や課題などを学び、パソコンや携帯端末など、ネットワークを利用する中で様々な情報やデータを取り扱うために必要となる基本的な知識、能力を身に付ける。	1・前	16	1	○	△		○				○
4	○			健康と運動の科学	青年期にある学生が心と体を一体化してとらえ、健康と運動についての理解と運動の合理的な実践法を学ぶ。	1・前	24	1	○	△		○				○
5	○			生物学	授業では生命科学の基礎をまとめ、最新の生物学の研究にも触れながら、これまで生物学を体系的に学んできていない学生に対して、多細胞生物の一個体であるヒトの生物学的知見をまとめる。	1・前	16	1	○			○				○
6	○			看護に必要な統計学	統計学の基本的な理論を理解する。Excelの分析ツールを活用したデータの整理、基本統計量の求め方、グラフなどを用いた表現方法などを修得する。	1・後	16	1	○	△		○				○
7	○			コミュニケーション論	コミュニケーションの基本を押さえつつ、それを日々どう活かしていくか、自分の伝えたい事どのように相手に理解してもらうかを学んでいく。	1・前	16	1	○	△		○				○
8	○			人間関係論	心理学的視点から他者が抱えている悩みへの共感や、感情的・認知的理解、人間関係の基礎的知識を深める。	1・前後	30	1	○	△		○				○
9	○			教育学	人間の発達や教育の思想・制度といった観点から看護における教育的役割および生涯学習、教育の意義について理解を深め、考察する。	1・前後	30	1	○			○				○
10	○			環境学	自然環境、社会環境、都市環境など、人間の生活を取り巻く環境とその人間、動植物への影響について学ぶ。	1・前	16	1	○			○				○
11	○			英語と英会話	医学英語、看護英語の理解を中心に学習することで日常的に医療の現場で英語が理解できる力に結びつく。日常のコミュニケーション方法、医療現場で必要となる英語力を身につけるための学習とする。	1・前後	30	1	○	△		○				○
12	○			こころの援助論	心のはたらきや問題を理解し心理学の知識と技法を用いて対象とかわる方法を学ぶ。	1・後	16	1	○	△		○				○
13	○			家族論	家族にまつわる様々な諸相について学ぶ。 また、家族論や家族システム論など、家族看護学を習得するために基礎となる理論について学ぶ。	2・前後	16	1	○	△		○				○
14	○			倫理学	倫理的な考えを通して、人間の存在、価値観、ものの見方を学び、自分の倫理観を持つことができる。	2・前後	16	1	○	△		○			○	
15	○			看護と音楽	音や音楽の成り立ち、人間と音楽との関係について考えていくと共に、音楽が人体へ与える影響についても学ぶ。	2・前後	16	1	○	△		○				○
16	○			解剖学Ⅰ (消化器・呼吸器・循環器・血液・内分泌)	人体の構造と機能について系統的に各器官の位置関係、形状、内部構造、そして器官の機能、人体における役割を学ぶ。	1・前	30	1	○			○				○
17	○			解剖学Ⅱ (骨筋系・腎泌尿器・生殖器・感覚器)	人体の構造と機能について系統的に各器官の位置関係、形状、内部構造、そして器官の機能、人体における役割を学ぶ。	1・前	30	1	○			○				○
18	○			解剖学Ⅲ (脳・神経系)	人体の構造と機能について系統的に各器官の位置関係、形状、内部構造、そして器官の機能、人体における役割を学ぶ。	1・前	16	1	○			○				○
19	○			生理学Ⅰ	系統的に各器官の位置関係、形状、内部構造、そして細胞・組織・器官系の機能、人体における役割について学ぶ。	1・前	30	1	○			○				○
20	○			生理学Ⅱ	系統的に各器官の位置関係、形状、内部構造、そして細胞・組織・器官系の機能、人体における役割について学ぶ。	1・後	30	1	○			○				○
21	○			代謝生化学	生体の成り立ちと最小基本単位である細胞の構造や役割、生体を構成している基本物質、生体で起きている代謝機能について学ぶ。	1・後	30	1	○			○				○
22	○			病理学	用語の理解、そして構造の異常、機能の異常を学ぶ。症候論と各疾患の症状・診断・治療を学ぶために、まず臓器や細胞の変化を理解する。	1・前	30	1	○			○				○
23	○			臨床栄養学	主要食品の栄養学的意義を学び、各栄養素の消化・吸収について学ぶ。健康の維持・増進及び回復を図るための食事について学ぶ。	1・後	30	1	○			○				○
24	○			感染症と微生物	微生物は多種多様で、ヒト、動植物と密接な関係を持っている微生物について概略を知り、微生物を制御する方法、感染症発生の仕組みを理解する。	1・後	30	1	○			○				○

25	○		臨床薬理学	重要医薬品について焦点をあて、体系づけて学習を進めていく。まず、薬物の人体へのはたらきと生体側の対応を理解し、看護師の視点に方向づけ考えていく。	1・後	30	1	○				○			○		
26	○		疾病論Ⅰ (呼吸器・循環器)	人間の基本的な機能である、呼吸機能が障害された状態の診断、検査、症状、治療、処置等について学び疾患理解の基礎をつくる。	2・前	30	1	○				○			○		
27	○		疾病論Ⅱ (血液・消化器・内分泌)	人間の基本的な機能である、造血機能・消化機能・内分泌機能が障害された状態の診断、検査、症状、治療、処置等について学び疾患理解の基礎をつくる。	2・前	30	1	○				○			○		
28	○		疾病論Ⅲ (脳神経外科系・脳神経内科系(膠原病)・運動器)	人間の基本的な機能である、脳・脊髄機能が障害された状態の診断、検査、症状、治療、処置等について学び疾患理解の基礎をつくる。	2・前	30	1	○				○			○		
29	○		疾病論Ⅳ (腎泌尿器・男性生殖器・女性生殖器)	人間の基本的な機能である、腎泌尿器、生殖器が障害された状態の診断、症状、検査、治療、処置等について学ぶ。	2・前	16	1	○				○			○		
30	○		疾病論Ⅴ(感覚器 (皮膚科・耳鼻科・眼科・歯科口腔外科))	人間の基本的な機能である、感覚器が障害された状態の診断、症状、検査、治療、処置等について学ぶ。	2・後	24	1	○				○			○		
31	○		疾病論Ⅵ (精神疾患・小児疾患・産科の異常)	妊娠期、分娩期、産褥期、新生児期の異常について学ぶ人間の基本的な機能である、精神の機能が障害された状態の診断、検査、症状、治療、処置等について学び疾患理解の基礎をつくる。人間の基本的な機能である、小児の成長発達に障害された状態の診断、検査、症状、治療、処置等について学び疾患理解の基礎をつくる。	2・後	30	1	○				○			○		
32	○		臨床治療論 (外科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション)	さまざまな健康の段階で行われる外科的治療・放射線療法・リハビリテーション療法について学ぶ。医療現場のあらゆる場面で取り扱われている医療機器のメカニズムを理解し、使用するための看護上の原理原則について学ぶ。	2・後	30	1	○				○			○		
33	○		臨床検査とME機器	医師の発展に伴い医療分野では多くの検査が実施され、診断するための重要な役割を果たしている。検査は何のために行われ、またどのような方法で実施されているか等、検査内容と疾患とのつながりを臓器別に理解すること、臨床検査の基礎知識を習得することを目的とする。ME機器の安全な取り扱い方や原理と実際について学ぶ。	2・後	16	1	○				○			○		
34	○		医療概論	看護の基本となる概念を体系的に理解し、保健・医療・福祉の広い視野で看護の機能、役割を理解する。また、人間理解を基盤とし、専門職業人としての倫理的態度を養う内容とする。	1・前後	16	1	○				○			○		
35	○		チーム医療論	異なった専門性の高い各々の分野が知識と経験を持ち寄り、その連携から最良の結果を求めるために、講義とグループワークを通してチーム医療の必要性とコミュニケーション力を身につける。	1・前後	16	1	○				○			○		
36	○		公衆衛生学	公衆衛生学の概念、方法の基礎を学ぶ。一次予防、二次予防及び三次予防とは、その理論に基づき、環境諸要因が個人・集団の健康あるいは社会生活に及ぼす影響について理解を深める。	2・前後	30	1	○				○			○		
37	○		社会保障制度論	社会保障と社会福祉の概要を体系的に理解すると共に、社会や経済の変化を理解し、今後の社会保障、社会福祉の方向や動向を学ぶ。	2・後	16	1	○				○			○		
38	○		社会福祉論	社会保障制度のうち、社会福祉における各分野の実態と課題を知り、それに対する施策を学ぶ。	3・前	16	1	○				○			○		
39	○		医療と法律	わが国の保健医療に関する諸制度の概要を理解し、人々の健康を守るためのサービス提供機関と従事者の役割と機能に関する基本的な法律について学ぶ。	3・前後	16	1	○				○			○		
40	○		看護学概論	看護の基本となる概念を体系的に理解し、保健・医療・福祉の広い視野で看護の機能、役割を理解する。また、人間理解を基盤とし、専門職業人としての倫理的態度を養う内容とする。	1・前	30	1	○				○			○		
41	○		コミュニケーション技術と学習支援	看護の基盤となる人間関係に大きく影響を及ぼすコミュニケーションの意義と方法について理解する。	1・前	30	1	○				○			○		
42	○		環境調整と活動・休息援助技術	人々の健康を促進するために必要な日常生活行動の援助に関わる援助方法の基本について学ぶ。	1・前	30	1	○				○			○		
43	○		食事と排泄の援助技術	人々の健康を促進するために必要な、日常生活行動の援助に関わる援助方法の基本について学ぶ。	1・前後	30	1	○				○			○		
44	○		苦痛の緩和・安楽確保と呼吸・循環を整える技術	主要症状に対して、人間の解剖生理学的メカニズムを理解し、対象の症状を改善するために必要な援助の方法を習得する。また、医療機器使用時の援助方法を学ぶ	1・後	30	1	○				○			○		
45	○		清潔・衣生活援助と創傷管理技術	人にとっての衣生活や生活の必要性を理解する。対象や状況に応じた生活の援助技術ができる。創傷・褥瘡処置を受ける対象を理解し、基本的な援助技術を習得できる。	1・後	30	1	○				○			○		
46	○		診療の補助技術	薬物療法を受ける対象を理解し、基本的な援助技術を習得できる。検査や検査に伴う処置を受ける対象を理解し、基本的な援助技術を習得できる。	1・後	30	1	○				○			○		
47	○		ヘルスアセスメント	看護の対象者の健康状態を把握するために必要なヘルスアセスメントについて学ぶ。フィジカルアセスメント、全身の系統的なフィジカライグザミネーション、心理社会的側面のアセスメント、バイタルサイン測定の方法を習得する。	1・前後	30	1	○				○			○		
48	○		看護過程の基礎	看護過程の基本的な考え方、看護過程と看護理論の関係、具体的な展開方法を習得する。	1・前後	30	1	○				○			○		
49	○		看護研究Ⅰ(基礎)	看護の質の向上、科学的根拠に基づく看護を目指すために看護研究の必要性が看護の役割の中に位置づけされている。学生は普段から問題意識をもつ必要性を理解し、看護研究についての基礎的知識を学ぶ。	1・前後	30	1	○				○			○		
50	○		看護研究Ⅱ(実践)	看護研究Ⅰ(基礎)で、看護研究に関する基礎知識を学習した上で、実際に研究に取り組み、研究のプロセスを通じて研究の進め方の理解を深める。また、研究に取り組む姿勢を養う。	2・前後	30	1	○				○			○		

51	○		地域と健康	地域で生活する人々を理解する。コミュニケーションや社会人としての基礎的態度を学ぶ。	1・後	30	1	○				○		○		○
52	○		地域の健康と生活	地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ。	1・後	30	1	○				○			○	○
53	○		療養者と家族、諸制度	在宅看護の目的、ケアの対象者、看護師の役割を理解し、対象となる人々のQOLに着目した在宅看護を展開する上で必要な知識を学習する。在宅看護に関する諸制度を学ぶ。	2・前	16	1	○				○			○	
54	○		在宅看護の実際	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含めるものとする。	1・後	30	1	○				○			○	○
55	○		在宅療養を支える技術	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含めるものとする。	3・前	30	1	○				○		○		○
56	○		ライフサイクル各期の健康課題と看護	看護の対象者である人間の理解を深める。ライフサイクルの各段階における心身の特徴および特徴的な健康課題を学ぶ。人間の発達について概説し、看護の対象である人間への理解を深める。さらに「ライフサイクル」理論を中心として、人間の発達に関する理論を学習する。子どもに関する考方の発達と発達理論、子ども期各期の成長発達の特徴や課題、および家族の理解を通して、子どもが健やかに育つための支援方法を学ぶ。成人期における成長発達の特徴と健康課題を理解し、支援の方法を学ぶ。女性のライフサイクルの特徴と思春期、成熟期、更年期、老年期における健康課題について理解し、支援の方法を学ぶ。老年期の特徴と発達課題。さらに老年期における変化ならびに生活と健康課題を理解し、支援の方法を学ぶ。	2・前後	30	1	○				○		○		
57	○		主要症状のアセスメントと看護	具体的な対象者の症状や治療・検査の基礎的知識とともに 症状のメカニズムやアセスメントの視点、看護援助の根拠を理解する。「アセスメントー診断ー援助方法」という看護実践を展開するときの基本的な思考過程を学ぶ。	2・前後	16	1	○				○		○		
58	○		治療過程と慢性期の看護	慢性的な健康問題をもつ各期の対象者を身体的、心理的、社会的な側面より理解し、対象者が主体的に療養生活を送るために必要な看護援助について学ぶ。治療や検査を受けながら生活している対象者の日常生活行動を理解し、正確性・安全性・安楽性やさらに高い倫理観の必要性を学ぶ。治療・処置から看護実践を展開するときの基本的な思考過程にそって、看護援助を理解する。	3・前	16	1	○				○		○		
59	○		急性期と周術期の看護	急性期看護の特徴、周手術期にある各期の人々の身体的・心理的・社会的特徴や、家族を含めた健康課題・ニーズ、手術侵襲による生体反応と術後合併症などの心身への影響のアセスメント方法について理解を深める。 周手術期過程(術前・術中・術後)に必要な看護実践の基盤となる知識や技術により、各疾患・手術に特徴的な看護について学ぶ	3・前	16	1	○				○		○		
60	○		回復期リハビリテーションの看護	回復期リハビリテーションの看護では、障害者や家族の心理・社会的体験やそのアセスメント、セルフケアへの援助、リスク管理、社会参加への援助について学ぶ。リハビリテーションでは、対象論として障害者や家族の心理・社会的体験、方法論としてアセスメントおよび心理・社会的体験やセルフケアへの援助、リスク管理、社会参加への援助について学ぶ。運動器系、中枢神経系、呼吸器・循環器系、感覚器系の障害に対するリハビリテーション看護について理解する。	3・前後	16	1	○				○		○		
61	○		緩和ケアと終末期看護	様々な疾患の全人的痛みとその家族の苦悩を理解し、緩和ケアの基本について学ぶ。患者とその家族が抱える全人的苦痛・苦悩を理解し、緩和に向けて必要な技術・知識を学ぶ。	3・前後	16	1	○				○		○		
62	○		成人看護学概論	成人期にある人の特徴についてライフサイクルの視点から理解するとともに、成人の多様な健康状態や健康問題について理解する。	1・後	16	1	○				○		○		
63	○		回復期・慢性期にある患者の疾患別看護	成人期にさしかかってから、外傷や疾病により新たに生じた障害とともに生きていくことは容易ではなく。また、その人が再び「その人らしく生きていく」ための看護支援には高度な知識・技術を要する。セルフケアの低下した状態にある成人を理解し、支援のあり方について学ぶ。	2・前	30	1	○				○		○		
64	○		急性期にある患者の疾患別看護	手術に伴う身体的侵襲とボディイメージの変化を理解し、手術後の機能障害、機能喪失に対する看護や手術後の継続的な自己管理に関する看護を学ぶ。	2・後	30	1	○				○		○		
65	○		終末期にある患者の疾患別看護	終末期にある患者および家族のQOLを充実するために必要な知識・技術について学ぶ。	2・後	30	1	○				○		○		
66	○		看護過程の応用と成人看護技術	成人援助論で学んだ知識を基盤として、成人看護学実習Ⅱ・Ⅲに活かせるように、事例を用いて周術期・終末期にある患者の援助の必要性と根拠を考え看護技術を学ぶ。	3・前	30	1	○				○		○		
67	○		老年看護の成り立ちと考え方	対象となる高齢者を社会的存在の生活者として理解するために、身体的変化やその人の人生や環境などを総合的に理解し、高齢者の健康と生活を支える看護職者としての基本的な考えを学ぶ。	2・前後	30	1	○				○		○		
68	○		高齢者の特徴的な疾患と看護	高齢者は多くの症候や疾患を併存している。個々の症状や疾患をみるのではなく、状態を総合的にとらえた看護の必要性について学ぶ	2・前	30	1	○				○		○		
69	○		高齢者の生活機能を整える看護技術	老年看護においては高齢者の生活の質の向上に向け個人の可能性を最大限に発揮できるような看護援助のあり方と実際を学ぶ。	2・前	30	1	○				○		○		
70	○		小児看護の成り立ちと考え方	子どもを成長・発達していく存在としてとらえる。子どもが健やかに成長・発達を遂げる権利、小児保健の制度を理解し、子どもと家族の健康な生活への支援について学ぶ。	2・前	30	1	○				○			○	
71	○		小児期の疾患のアセスメントと看護	主要症状・主要疾患に対する看護について学ぶ。子どもの疾病の経過や状況に応じた看護、特徴的な症状に対する看護について学ぶ。	2・後	30	1	○				○		○		
72	○		小児期の患児への援助技術	子どもへの検査・処置についての看護的な知識・技術を学ぶ。	2・後	30	1	○				○		○		
73	○		母性看護の成り立ちと考え方	母性看護を歴史的な歩みや概念、理論、そして現代の社会情勢などの側面からとらえるとともに、女性の身体的および心理・社会的特性からの女性の健康を理解する。	2・前	30	1	○				○		○		
74	○		妊娠と分娩	妊娠、分娩期の正常および異常の経過を学び、母子に対する看護を理解する。	2・前	30	1	○				○		○		
75	○		産褥と新生児	産褥期・新生児期の生理的变化および異常の経過と看護実践を学習する。	2・後	30	1	○				○		○		

76	○			こころの健康と精神看護	日本の中でメンタルヘルスの状況の悪化、精神保健に関わる問題を疾患の枠組みからだけでなくとらえるのではなく、人間の生の営みという視点から誰にでも起こり得る出来事としてとらえ、精神障害者について正しく理解し、精神看護について学ぶ。	2・前	16	1	○				○			○	
77	○			入院患者への援助	精神医療における入院環境と治療的アプローチについて患者の自立・回復を促すための支援方法を学ぶ。実習の基本的な考え方を理解し、対象への効果的なアプローチの方法を学ぶ。	2・後	30	1	○				○			○	
78	○			精神症状のある患者への看護	精神科に特有な疾患から生じる精神症状の把握や看護について学び、精神科看護の対象となる人に適切な看護を提供するために、紙上事例を用いて看護過程の展開する能力を身に着ける。	2・後	30	1	○				○		○		
79	○			国際看護	国際看護では世界の健康問題と看護の現状と課題をふまえ、看護の国際協力の活動内容の実際を知り、諸外国で展開される、看護実践や国際的な支援活動について学び、国際的視野を広げる。	2・前後	16	1	○				○		○		
80	○			救急・災害看護	救急看護では、救急医療体制において理解したうえで、救急患者の特徴と看護について学び、救急医療に必要な看護技術について実践を学ぶ。外傷看護では、外傷の診療体制を理解し外傷看護の実践を学ぶ。災害看護では、災害（大震災、風水害、列車事故、パンデミック等）発生時の医療体制を理解し、災害看護に関する基礎的知識・技術を理解し、災害全般における看護師の役割を学ぶ。	3・前	30	1	○				○			○	
81	○			看護管理	個々の看護職が患者に提供する「看護ケアのマネジメント」と、看護組織が患者に提供する「看護サービスのマネジメント」を柱として、そのために必要となるマネジメントの基礎知識や関連する法・制度について学ぶ。	3・前	16	1	○				○			○	
82	○			医療安全	看護事故の構造分類から事故防止の考え方、事故の発生要因とその防止について学ぶ。安全対策の基礎的知識を理解する。	3・前	30	1	○				○			○	
83	○			看護の統合と実践	3年間の学習内容を活用し、より臨床実践に近い形で学習し、臨床において適応できるような基礎的知識と技術を学ぶ。	3・前	30	1	○				○		○		
84	○			基礎看護学実習Ⅰ	入院中の対象を取り巻く環境を理解し、対象に応じた基本技術と生活援助を学ぶ。	1・前	45	1					○		○	○	○
85	○			基礎看護学実習Ⅱ	これまで学んできた知識・技術・態度を統合し、健康障害を持つ対象の発達段階を踏まえ、身体的・精神的・社会的側面から理解する。患者に必要な援助を明確にし、個別的な看護援助を学ぶ。	2・前	90	2					○		○	○	○
86	○			地域・在宅看護論実習Ⅰ	介護を必要とする在宅や施設の療養者とその家族の生活を理解し、在宅看護を実践するために必要な基礎的能力を習得する。	1・後	75	2					○		○	○	○
87	○			地域・在宅看護論実習Ⅱ	在宅療養者とその家族の生活を理解し、在宅看護を実践するために必要な基礎的能力を習得する。	3・後	90	2					○		○	○	○
88	○			成人看護学実習Ⅰ（慢性期看護の実際）	慢性の健康障がいを持つ対象の発達段階をふまえて、身体的・心理的・社会的側面から理解する。	2・前	90	2					○		○	○	○
89	○			成人看護学実習Ⅱ（急性期・回復期看護の実際）	周手術期、または急激な健康破綻をきたした患者の発達段階をふまえて、身体的・心理的・社会的側面から理解する。また、患者および家族に対して、心身の安定を図り、順調な回復過程をたどるための看護援助について学ぶ。	3・前	75	2					○		○	○	○
90	○			成人看護学実習Ⅲ（終末期看護の実際）	疾病からの回復が困難、もしくは人生最期の時にある患者の発達段階をふまえて、身体的・心理的・社会的側面から理解する。また、患者および家族に対して、苦痛に向き合いながらも、安寧に過ごすことができるように、QOL 維持にむけての看護援助について学ぶ。	3・前	75	2					○		○	○	○
91	○			老年看護学実習	老年期の健康障害をもった患者の看護を実践できる能力を養う。	2・後	90	2					○		○	○	○
92	○			小児看護学実習（保育所・病院）	保育所実習や病院実習を通して成長・発達過程にある子どもとその家族の理解を深める。成長・発達および健康の状態に応じた看護の役割を学ぶ。	3・前	75	2					○		○	○	○
93	○			母性看護学実習	妊婦、産婦、褥婦および新生児の生理的変化を理解し、対象に応じた健康保持増進のため看護を実践できる基礎能力を養う。	3・前	75	2					○		○	○	○
94	○			精神看護学実習（生活の質に応じた援助方法を考える）	精神に障がいのある対象の日常生活および社会生活を統合的に理化学し、地域で生活していくための支援や関わりの意味を理解し基礎的能力をやしなうとともに、自己理解を深め、精神看護の基礎的能力を養う。	3・後	75	2					○		○	○	○
95	○			統合実習	看護チームの活動に参加し、複数受持ち患者を通してこれまで学んできたことを統合して看護実践に活かすことができる。	3・後	75	2					○		○	○	○
合計					95 科目			106 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：本校の教育課程を修了した者で、本校の定める授業科目、単位数を履		1 学年の学期区分	2 期
履修方法：全て必修科目である。		1 学期の授業期間	23 週

（留意事項）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。